

令和8年蔵王町議会定例会

---

令和8年1月5日（月曜日）

---

出席議員（13名）

1番	平間 徹也 君	2番	宇田川 敬之 君
3番	佐藤 敏文 君	5番	藤澤 麻衣子 君
6番	葛西 清 君	7番	馬場 勝彦 君
8番	村上 正文 君	9番	今 千佳 君
10番	松崎 良一 君	11番	外門 清 君
12番	伊藤 雅代 君	13番	村上 一郎 君
14番	佐藤 長成 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	村上 英人 君
副 町 長	平間 喜久夫 君
会計管理者 会計課長	我妻 敏 君
総務課長	鈴木 賢 君
防災専門監	佐藤 洋一 君
まちづくり推進課長	川井 大文 君
町民税務課長	高橋 幸治 君
保健福祉課長	大槻 みちる 君
子育て支援課長	鹿島 亜希 君
環境政策課長	宮澤 一弘 君
農林観光課長	佐藤 敏彦 君
建設課長	大槻 健一 君
上下水道課長	平間 勝文 君

病 院 事 務 長	鈴 木 智 子 君
教 育 長	文 谷 政 義 君
教 育 総 務 課 長	日 下 光 義 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 孝 志 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 武 憲 君
農 業 委 員 会 長	山 家 一 彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 家 信 行 君
代 表 監 査 委 員	佐 藤 雄 司 君
選 管 委 員 長	勅 使 瓦 幸 一 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 長 也 君
事 務 局 長 補 佐	鈴 木 直 美 君

---

議事日程 第1号

令和8年1月5日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議日程の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号 蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、明けましておめでとうございます。

そして、議員の皆様におかれましては、希望に満ちた新春を迎えられましたことと、お喜びを申し上げます。

昨年は、議会運営に対しましてご理解、ご協力を賜りまして感謝いたしますとともに、御礼を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、令和8年の議会定例会を開催し、議員各位には新年早々多忙のところ、全員出席をいただき開会できますこと、大変うれしく思います。

今任期13名の議会構成で始まった議会活動も、本年3月で3年目を迎える年となりました。議員各位には、議会活動を通じて蔵王町発展のためにご尽力をいただいたことを深く敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思っております。

今年は昭和の時代から数えてちょうど100年目に当たります。いろんな意味で節目の年になります。令和の時代まで蔵王町の歴史を築いてこられた先人の皆様に敬意を表し、今後、蔵王町のさらなる発展を築いていかれることをご祈念を申し上げます。

さて、昨年は大きな火災や地震が発生し、脅威を感じ、その対策の重要性を考えさせられる1年でありました。議会については、幅広い世代に町政に関心を持ってもらおうと8名の参加をいただいた若者未来模擬議会、また、長年続いた議会報告会も町民と議員の懇談会と名称を改めて議会活動の説明責任を果たしてまいったところでありました。

本町においては、自己決定、自己責任による自治運営が求められる時代になっております。町民の多様化にも応じなければなりません。農業や観光、そして教育や福祉においても課題が山積しております。それを一つ一つ解決しなければなりません。議会としてもそれら課題を町当局と取り組んでまいる所存であります。

特に、教育分野においては、統合中学校、蔵王中学校の校舎建設が始まっており、統合中学校につきましては、用地取得から全ての予算を可決してまいったところでありました。令和9年4月開校を目指し、現在は基礎工事が進められております。子供たちの未来の教育の場としてつくられる学校でありますから、完成には私ども議会といたしましても大いに期待をしているところであります。

また、統合中学校に伴って廃校となる中学校の校舎や跡地については、現在、地域の活性化を図るために、民間事業者から提案を募集し、今後の利活用の方針を検討する予定となっております。

3 中学校の跡地が地域に貢献できる適切な利活用されるよう、我々も注意してまいりたいと思っております。

議員の活動が幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められております。議員使命の一つに、行政の課題を把握して町全体を見据え、町民の多様な意見を行政に反映させる役割があります。そうしたことを踏まえ、住民参加の議会、開かれた議会を目指して、議会基本条例を基本に議会活動を進め、議会に課せられている使命を全うするため、なお一層の研さんに努め、二元代表制の下、町民代表として議会活動に取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

本日の議事ではありますが、日程につきましては、議案第1号、1件のみであります。どうぞ慎重審議を願い、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

これより令和8年蔵王町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番平間徹也君、2番宇田川敬之君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤長成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和8年蔵王町議会定例会の会期は、通年議会実施要綱第2条第1項の規定により、本日1月5日（月）から12月28日（月）までの358日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議ありませんので、令和8年蔵王町議会定例会の会期は、本日1月5日（月）から12月28日（月）までの358日間と決定しました。

---

### 日程第3 会議日程の決定

○議長（佐藤長成君） 日程第3、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の日程につきましては、別途お手元に配付のとおり、議案等の審議の関係上、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議ありませんので、本定例会は本日1日間とすることに決しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第4、諸般の報告をいたします。

本定例会に町長から議案第1号の1件が提出され、これを受理しておりますので、ご報告いたします。

次に、議会運営委員長から議会改革評価の実施結果の報告がありましたので、お手元に配付のとおりであります。

次に、代表監査委員から令和7年11月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

次に、町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、明けましておめでとうございます。

議員の皆様、令和8年の輝かしい幕開けに当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げますとともに、令和8年蔵王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、希望に満ちた新年を健やかに迎えになられたこと、心からお喜びを申し上げます。

また、日頃より町政運営に多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、激甚化する自然災害が全国各地で発生した年であります。特に昨年夏の集中豪雨や台風による被害は深刻で、多くの方々の暮らしが損なわれました。また、日本各地では熊による人的被害や農作物の被害が多発し、人々の暮らしが脅かされる場面も続いたところであります。

蔵王町においても、夏から秋にかけての熊の目撃情報や農作物被害が報告されたところであり、町民の皆様の安全確保に向けて情報共有を強化してまいりたいと考えております。

また、近年の長引く物価高騰や気候変動による自然災害、少子高齢化に伴う人口減少等は、地域社会、経済に深刻な影響を及ぼし続けており、自治体の行政運営は大変厳しい状況に陥っております。

これらの諸課題は多くの自治体において共通した課題でもあり、過去に経験のない少子高齢化の進行と人口減少時代をどう生き抜くのかを常に意識しながら施策を進めることが重要であると考えているところであります。

こうした中であっても、蔵王町においては、防災・減災対策を推進し、地域産業の振興や少子化対策を努めており、持続可能な地域社会の実現に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

これまで先人の方々が築き上げた歴史や財産をはじめ、多くの地域資源を今を生きる私たちがしっかりと受け継ぎ、これから生まれ育つ子供たちへ自信を持って引き継いでいくことで、本町が将来にわたり、誰もが幸せを感じられる町になると考えております。

今年も昨年同様、社会経済情勢の目まぐるしい変化を的確に捉え、町民一人一人に寄り添い、町民の皆様と連携、協働しながら、各施策、事業を着実に実行し、蔵王町が目指す将来像、「ずっと愛にあふれるオンリーワンなまち・ざおう」が実現できるよう、全身全霊で取り組んでまいります。

結びになりますが、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にとって2026年が希望に満ちた幸多い年となりますよう、心よりご祈念申し上げますとともに、さらなるご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の年頭に当たりましての挨拶といたします。

○議長（佐藤長成君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第5、議案第1号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第1号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて提案理由をご説明申し上げます。

本案は、敬老祝金等の支給年齢及び支給額等を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、敬老祝金については、99歳の支給を廃止するとともに、特別敬老祝金については要件を見直し、上限額を引き下げるものであります。

なお、詳細につきましては、主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） それでは、議案第1号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて詳細説明をさせていただきます。

本町では、長寿を祝福するとともに、長きにわたる社会的貢献に対する感謝と敬意を表して敬老祝金及び特別敬老祝金の支給を行ってまいりましたが、近年の高齢化の進展や人口減少などによる財政状況の変化に伴い、敬老祝金の見直しを行うものでございます。

前回、敬老祝金の見直しを行った平成20年の高齢化率は30%に達しておりませんでした。令和6年度末では40%を超え、県内で8番目に高い状況となっております。今後も高齢化率の上昇が見込まれ、高齢者福祉に係る支出も増加が見込まれる中、限りある財源の中で各種高齢者施策を維持するため、見直しを行ったものです。

敬老祝金の見直しにつきましては、昨年度、行政改革取組提案として提案され、行政改革推進本部会議で検討を行った上で今回の見直しとなったものです。

それでは、改正の内容について新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条では、敬老祝金等の対象者を定めております。

現在の88歳、99歳、100歳のうち、99歳を廃止するための改正と要件を蔵王町の住民基本台帳に記録され、かつ、引き続き10年以上居住している者に統一しようとするものです。

第3条では、年齢及び敬老祝金等の額について定めております。

表に記載のとおり、88歳の方につきましては、現行の3万円のまま改正せず、99歳については現行5万円を廃止とし、100歳の方への特別敬老祝金につきましては、現行10万円、20万円、30万円の3段階のところを、10万円、20万円の2段階にするものです。

この段階につきましては、現行は施設サービス等の利用期間によるところを、改正案では、本町への居住期間により、25年未満の方は10万円、25年以上の方は20万円とするものでございます。

第6条では、権利の消滅についての規定であり、第2条において「日本国籍を有し」という文言を削除しておりますので、この第6条でも併せて削除するものです。

以上が改正内容であり、施行日が令和9年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

12月議会で、一度議会側で特別敬老祝金の条例改正を否決して、現行のままでいいんじゃないかということで否決したんですね。なのにもかかわらず、改正案ということで、折衷案ということなのかもしれないですけども、内容を見ると、ただただの、減額の幅を減額するだけの条例案なのかなと私は感じています。なぜ、逆に言えば、議会で12月に否決したものに対して、わざわざ1月の5日に上げてくるとか、よっぽど町長も減額したいんだと私は感じるんですけども、なぜそこまで減額しようとしてるのか、そこを教えてください。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

先ほどの詳細説明でも申し上げましたが、高齢者福祉、高齢者の人数が年々増加していく中で、高齢福祉のほうも大変増額をしております。なので、減額の幅は、前回、12月提案させていただいたときよりは少ないんですけども、制度を持続可能な形で運営していくために、そういう細かな部分であっても見直しが不可欠であると判断したところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 一応、行財政改革の一環なんだということかもしれないけれども、あくまで出すところは出すし、出さないところは出さないというふうに判断をする、まあ優先順位なんだと私は思います。

敬老祝金の目的は、あくまで、100歳まで迎えた方の、今、88歳、まあ高齢者の方並びに周りの方たちに対しても、これまでの敬意を表すことだと言っているじゃないですか。昭和100年、今年が昭和100年になりましたということで、100年に当たる年にわざわざ減額すること自体が、もう敬意を欠いているように私は感じています。

逆に、減額した金額を高齢者福祉政策のどこに、どの分野が足りない、具体的にどこの分野に足りなくなりそうだから、ここをこう使って、この減額した300万円なり、500万円ぐらい

なのかな、ひょっとしたら、をどこに具体的に使いたいというふうに考えているか、そこを  
まずお聞かせください。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

まず、今回の改正につきましては、高齢者の方々への感謝の気持ちや敬意というところは変  
わらず、時代の変化や財政状況を踏まえて、より効果的な施策を維持するための判断でござ  
います。

具体的にどこに充てるというのではなく、高齢者福祉全体、福祉費の施策として、町で行っ  
ている様々な施策がありますので、そちらのほうに充てるという考えでございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） だからアイデアないんですよ。ただただ300万円を減らしたい、500万円  
を減らしたいというふうにしか私には感じられない。やっぱり予算というのは、最小の経費  
で最大の効果を上げるとさんざん言っておきながら、最大の効果を上げる政策がないじゃな  
いですか。最大の効果を上げるために、だからその金額が少し下がるけれども、もっともら  
いやすくなるよとか、そうでなくただただ減らだけですよね、これ、年齢の条件を変えるこ  
となく。その辺で町民は果たして納得いくのかなと私は感じるんですけれども。

やっぱり敬意を表すって、やっぱり人数から見ても、今の100歳の人数って、資料もたつた  
ときに、16人ですか、たしか、99歳で37人、今の蔵王町の、悲しいですけども出生数、大  
体30人から40人ですね、それぐらいの人数、新しい命、素晴らしいですよ、それは。新しい  
命30人大事にしましょうと言っているのと同時に、今まで生きてきた高齢者の方に対して敬  
意を払うための条例、16人、37人対しても、私は敬意を払うため減額する意義はないと思  
いますし、何より今、これだけ物価高騰している中、これを支える家族の人たちの支えにもな  
るわけだと私は考えるんですけれども、そういった考えにならなかったのは非常に残念です。  
最後にもう一度。これ減額、その、どうやって使ったらいいか、まだ考えはないと言ってい  
ましたけれども、この300万円、500万円なかったら、この高齢者、敬老祝金は持続不可能な  
んですかね。これまず、最後にお知らせください。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） お答えさせていただきます。

ここで確かに、当然減額になります。ただ、今までの経緯で説明したとおり、高齢者の福祉  
という、特に介護保険の操出しが一番大きい問題なんですけど、町の一般財源、非常に使って

こういった事業をやっております。こういった、それ以外に町の独自事業としても、いろいろ高齢者福祉の事業をやっていてるところでございます。全体的に見て、例えば、敬老会をやるというようなことで各行政区のほうにお願いして、そういった部分での、1人、今、1,300円かな、1,800円か、1,800円ずつというようなことでお金を町のほうで用意して、それで各行政区のほうで敬老者の皆さんに、敬老会をやったり記念品を配ったりというようなこともさせていただいております。こうした独自事業も、当然、敬老会の対象者が増えれば増えてくるというふうに、全体的に高齢者福祉、こういった部分は当然高齢化が進めば増えてくるということでございます。

そうした中で、行政改革の一環として、この部分についてはちょっと、88歳については、村上町長の考え、やはり今の88歳というのは、多分自分で自由にお金を使える、まだ年齢のかなというふうに思っております。100歳というと、家族の方は本当に、平間議員が言うとおり、家族の方に対するねぎらいの部分でたぶん大きいだろうというふうにも考えますが、この部分については、ちょっと今回、こういった行政改革のいろんな取組の中で見直しをさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、もう少し確認をさせていただきたいと思います。

これは昨年の12月会議で一旦提案されまして、賛成少数で否決となった案件でございますけれども、その12月会議で提案された内容としては、88歳は2万円、そして9年度は1万円下げると。それから、3段階あった100歳の部分の支給を2段階にするということだったんですけれども、そのときもいろいろ説明の中で、これから高齢化が進んでいく蔵王町、本町にとって、高齢者の福祉の政策をさらに持続可能とするためには必要な見直しですのでご理解いただきたいという、そんな説明でいろいろ議論をさせていただいたところでございます。

そういった中で、いろいろ吟味した中で提案したということを理解しながら賛成に回った一議員でありますので、今回また再度提案、否決されたから提案するという内容も、一部変わっております。ですから、変わった内容について、一応、前回12月会議で賛成した議員として、やはり今回変わった部分については、それなりの理由を付して、もう一度提案していただくのが筋かなと思いますので、88歳の3万円、改正なし、これは変わりました。それから、100歳の支給の年数は30年としたのを25年にしました。この理由についてきちんと明確な理由をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

まず、88歳ですけれども、確かに12月議会の際に、2万円、そして1万円という減額の提案をさせていただいたわけですが、この条例の目的を考えたときに、長寿の祝福と感謝、敬意を表すというところで、最も人数が多い88歳の方を重視すべきではないかというような意見がございました。そういった意見を踏まえまして、今回、88歳は改正しないこととしたものでございます。

それから、100歳の特別敬老祝金ですが、前回、居住期間30年ということにしましたが、今回の提案では25年ということにいたしました。長年、蔵王町に居住していただいて、地域社会へ貢献した方への感謝の気持ちと敬意をより厚く示す形として、居住期間を基準としたものでございます。その基準については、その考えは変わらないんですけれども、25年という期間につきましては、蔵王町に住んで様々な形、地域のお世話や各種委員など、地域に対する貢献ということを見ると25年が十分な長さであるというふうに考えまして、この25年の中で様々な形で町に貢献をしていただいていることについて感謝や敬意の気持ちを表すという意味を込めまして、居住期間を25年ということにしたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました、ありがとうございます。

確かに、一応88歳の場合、それまでほとんど80代の場合は、町へのいろんな各種行事とか団体活動の中で貢献していただいているということもありますので、その辺は3万円はそのままにしたいという課長のご答弁の中で、なるほどなという理解はいたしました。

なお100歳もある程度、30年というと70歳からの居住になりますけれども、それを75歳、25年にしたという、その理由なんかも今、述べていただいて、ある程度の理解はできるんですけれども、今回見直しをかけるのにさらに少し緩和したわけでの見直しですが、それによって生まれる財源というのは、例えば令和8年度あたりでどの程度の財源が見直しかけられる財源になるのか、それ、前回ですと、たしか380万円の減額があって、それを高齢者政策に充てるんだという説明があったんですけれども、今回はそれほどまではいかないのかなと思っております。ですから、その辺もどのような計算をされているか、もし計算しているのであれば答えいただきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

令和8年度の予算額の試算ですけれども、令和7年4月1日現在の人口による試算でございますが、88歳の方が98人、99歳の方が16人、100歳の方が13人の合計127人でございます。88歳の方が変わらずなので、支給額が294万円、99歳の方は、現行ですと80万円、改正案ですとなしということで、それから、100歳の方は現行のままいきますと390万円、改正案ですと260万円ということで、合計しますと、現行のままいきますと764万円、改正案が554万円ということで、210万円の減額となります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 詳しく金額の説明をいただきました。前回の見直しの中で380万円だったのが、予算としては210万円に令和8年度になってしまうという、その今、予算のほうを見通しを示していただいたんですけれども、何回も繰り返すようにはなるんですけれども、そもそも高齢化率は高くなっていく本町かなと思っております。今40.7%ですか、高齢化率、宮城県内でも8番目に高くなっているんですが、これから高齢化の進んでいく中で、高齢者の福祉の政策をどう充実させていくか、当然、持続可能な福祉政策を維持するために見直したということで、当局のほうも議論されたんだと思いますけれども、さらにますます皆さん元気で活躍いただいて、ある程度年を重ねても活躍していただくような、そういった高齢者の福祉の政策をさらに高度なものに仕上げていく、そして持続可能にしていく、そんなことが特に大事なのかなと思っています。

ですから、210万円が削減されたとしても、それをさらに高齢者への福祉の政策に、高度なものに仕上げていく、そんな取組をこれからも必要かなと思っておりますので、それについても、今後の高齢者政策の取組についての見解を町長あたりからご説明いただければと思いますが、よろしく願います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） いろいろご指導をいただきましたが、やはりこれから蔵王町の場合は、特に介護予防の力を入れなければいけない、あと、介護施設等に入居される方々も大変多くなりますし、そういったことで、その辺に当たって特に力を入れていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、ここんところで88歳というのは、結構私の周りの中でも皆さん元気に田畑の仕事をやったり、そういった人たちが少しでも自分の町のお祝いを「ああ、もらったな」と感じるには、この最低でも3万円かなと思ったので、ここは継続させていただきたいというふうに思って

います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 私は、議案第1号蔵王町敬老祝金支給条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

まず、敬老事業は単なる給付制度ではありません。長年にわたり蔵王町の地域社会を支えてこられた高齢者の皆様に対し、敬意と感謝を町として形にして表す象徴的な施策であります。

今回の改正案は、12月議会で一度議会で否決したのを修正した案ではありますが、単純に減額の幅を減らしたもので、その象徴性を損なう内容であることには変わらず、町の姿勢そのものが問われる改正であると思います。

もう少し具体的に反対理由を挙げますと、1、敬老事業の理念が後退している点。本改正案は、効率性や財政的観点を重視するあまり、敬老事業が本来持つ精神的価値、社会的にも軽視していると言わざるを得ません。敬老とは年齢や所得、家族構成によって線引きされるものではなく、町として一律に感謝を示す行為であるはずで、制度の合理化が理念の後退につながっては本末転倒であります。

2、財政規模とのバランスについて、敬老事業に要する金は、町全体の財政規模から見れば決して過大ではありません。毎年約2億円の不用額を出している我が町の決算において、敬老祝金を減額せざるを得ない状況だとは思いません。将来負担や持続可能性を理由に縮小するのであれば、ほかの事業との優先順位や代替策についてより丁寧な説明と比較検討が必要であったと考えます。初めから削減ありきの改正では、町民の理解は得られません。

3、高齢者と家族の受け止め方の配慮不足。今回の改正案が実際に敬老事業を受け取る高齢者本人、そして、その家族にどのように受け止められるのか、その視点が十分反映されているのでしょうか。少子高齢化を理由に高齢者サービスの縮小を正当化し、世代間の分断を助長する考え方に我が町の行政はくみするべきではないと考えます。敬老事業は、町から大切にされているという実感が重要です。その実感を損なう制度変更は、結果として町政への信頼低下にもつながりかねません。

よって、本議案に反対することを表明し、反対討論といたします。同僚、先輩議員の賛同を賜り、反対討論とします。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり） それでは、ほか討論ありませんので、討論を終結いたします。

これより直ちに採決をいたします。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立10名〕

○議長（佐藤長成君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、本日をもって休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本日をもって休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前10時40分 散会

---

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長            佐 藤 長 成

署名議員1番            平 間 徹 也

署名議員2番            宇田川 敬 之